

船舶給水施設使用料の改定

岸壁給水（1立方メートルあたり）

	現行使用料	改定後使用料	特例措置		
			令和8年度 (R8.4.1～)	令和9年度 (R9.4.1～)	令和10年度 (R10.4.1～)
(1)職員等の作業を伴う場合	700円	852円	751円	801円	852円
外航船舶の場合	637円	775円	683円	729円	775円
(2)施設のみ使用する場合	480円	584円	514円	549円	584円

運搬給水（1立方メートルあたり）

	現行使用料	改定後使用料	特例措置		
			令和8年度 (R8.4.1～)	令和9年度 (R9.4.1～)	令和10年度 (R10.4.1～)
(1)第1、2区(ただし、給水量20立方メートル未満は、20立方メートルとして計算する。)	1,221円	1,776円	1,405円	1,590円	1,776円
上記の外航船舶の場合	1,110円	1,615円	1,278円	1,446円	1,615円
(2)第3区(ただし、給水量40立方メートル未満は、40立方メートルとして計算する。)	1,504円	2,693円	1,900円	2,296円	2,693円
上記の外航船舶の場合	1,368円	2,449円	1,728円	2,088円	2,449円
港外(港外へ1キロメートルまでを増すごとに第3区給水料金に加算)	86円	155円	108円	132円	155円
上記の外航船舶の場合	79円	141円	99円	120円	141円

運搬給水 港区区分図

